

## 加盟店規約

### 第 1 条 (目的)

この会員規約は、(一社)日本ハウスコーティング協会（以下、「当協会」という。）の会員規則について定め、当協会を適切に運営することを目的とする。

### 第 2 条 (適用範囲)

この会員規約は、当協会の全ての会員に適用する。

### 第 3 条 (会員規約遵守の義務)

当協会の全ての会員は、この会員規約を遵守しなければならない。

### 第 4 条 (会員の定義)

会員とは、当協会の目的に賛同した個人または団体及び法人である。団体及び法人として入会した場合、当協会は入会申込書に記載された個人を団体および法人の代表会員とみなす。前項において入会申込書に記載された個人が退職等により団体に所属しなくなる場合、代表会員は後任となる代表会員（個人）を指定し当協会はその個人を代表会員とみなす。

### 第 5 条 (入会手続)

一般会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書（書面またはオンラインによる申請）を提出し、当協会の理事会承認を得なければならない。所定の入会金および年会費を納め、かつ理事会の承認を得た者は当協会に入会することができる。入会日は、当協会が入会金および年会費を受領した日と定める。

### 第 6 条 (入会金および年会費)

入会金は以下とする。

法人会員：10,000 円

入会金は入会時のみ納めるものとする。

年会費は以下とする。

法人会員：60,000 円

過去に当協会を退会した法人が再度入会する場合、改めて入会金を入会時に納めるものとする。

年会費の対象期間は毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日の 1 年を対象とする。毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までに入会した個人、団体または法人は 1 年目の年会費として上記に定める年会費の全額を納めるものとする。毎年 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までに入会した個人、団体または法人は 1 年目の年会費として上記に定める年会費の半額を納めるものとする。

## 第7条（会員資格の有効期間）

会員資格の期間は、毎年5月1日から翌年4月30日の1年間とする。年途中で入会する個人、団体または法人は、入会日から翌年4月30日までが会員資格の期間とする。会員は、当協会の請求に基づき年会費を納入することにより、会員資格を1年延長することができる。

## 第8条（金銭授受に関する規定）

当協会に納入した入会金および年会費の返還は行わない。当協会が振込人を識別できない場合に生じた会員の不利益について、当協会はその責を負わない。会員の振込が過払いとなった場合、当協会は過払金を返還する。その際にかかる手数料は会員が負担するものとする。

## 第9条（変更情報の通知義務）

入会申込書に記載された内容が変更された場合、会員は速やかに当協会に変更内容を伝えなければならない。前項の通知を怠ることにより会員が不利益を被ったとしても、当協会はその責を負わない。

## 第10条（退会手続）

会員は、別に定める退会届（書面）を退会希望日より2ヶ月前までに提出することにより、任意退会することができる。退会時において、当協会は既に払い込まれた金銭の返還義務を負わない。

※加盟企業様より本協会の退会を希望される場合は、退会日の2ヶ月前までに本協会指定の退会届をご記入頂き、郵送またはメール添付にて提出する事。

※本協会を退会する場合は、退会日の10日前までに本協会に関わる一切の資料やデータを返却・削除し、本協会まで退会準備完了の連絡をする事。

## 第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の1つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき
- ②会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- ③除名されたとき
- ④会費等を滞納したとき
- ⑤理事会により会員資格の継続が難しいと判断した場合
- ⑥加盟企業担当者と連絡が取れない場合

## 第12条（会員の除名）

会員が次の各号の1つに該当する場合には、加盟店資格を除名する。

- ①本協会の理念に反する場合
- ②理事会で本協会員に適さないと承認された場合
- ③本協会の定める、コーティング剤品質管理・施工品質管理の信頼を損ねる行為が認められた時。